

京都府管轄児童相談所及び一時保護所第三者評価結果

総合評価

| | | | |
|---------------|--|------|-------------------------------------|
| 設置自治体 | 京都府 | 受審機関 | 福知山児童相談所一時保護所 (2026年1月26日訪問調査実施) |
| 第三者評価 実施機関 | 一般財団法人社会的認証開発推進機構 理事長 吉田忠彦 (京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町52 イヌイ四条ビル3階 flag四条) | | |

京都府内の児童相談所一時保護所は、児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例（令和7年3月24日京都府条例第12号）第4条第1項「一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」、また、同条第3項「一時保護施設は、その行う業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、及び常にその改善を図らなければならない。」などを根拠として、外部有識者・専門家による第三者評価の受審が義務付けられました。

そこで、今回、福知山児童相談所一時保護所においては、第三者評価機関である一般社団法人社会的認証開発推進機構（理事長 吉田忠彦）に所属する社会的養護関係施設第三者評価有資格者や研究者などの評価調査者3名により、訪問調査を実施いたしました。

支援を必要とするこどもたちの安心・安全と権利の保障、最善の利益の実現にむけて、国の責任と役割、地方自治体の責任と役割、一時保護所としての責任と役割はひとつに繋がっているものであり、制度や予算面に影響される課題に関しては、評価基準に照らし合わせながらも慎重な姿勢で取り組むこととしました。

しかし、その最前線にある一時保護機能を担う現場自身が様々な問題に対してどのような気付きの中で、課題認識を持ちながら業務計画や運用、提言（主管課への要望）や広く社会にむけた情報公開活動に取り組んでいるのかについては本第三者評価においても重要な視点であると捉えています。

また、一時的な保護であっても支援を必要とするこどもたちの安心・安全な環境の保障と利益の最大化を図るためには、その後の措置施設（児童養護施設など社会的養護関係施設）が第三者評価基準で求められている水準と同等レベルの視点において評価を実施する必要があると考えています。

そこで本第三者評価の実施にあたっては、国や地方自治体の責任と役割、一時保護所としての特殊・専門性を踏まえながらも、こどもたちにとって最善の環境を実現することを目的とし、一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成：2025年3月）【改訂版 第I～IV分類 14項目 67基準】を用いて、訪問調査を実施しました。

（以下、福知山児童相談所一時保護所に対する総合評価として）

福知山児童相談所一時保護所（以下、一時保護所）は1948年（昭和23年）6月、児童福祉法の施行に伴い、京都府立福知山児童相談所の設置と同時期に京都府北部唯一の一時保護施設として併設されました。以降、長年に渡り虐待のほか、非行や障害、親の死亡・病気、家庭事情などで家庭から一時的に分離する必要がある18歳未満のこどもを保護するため施設（入所期間は原則2カ月）として機能してきました。

こども本位の支援については、当一時保護所独自の理念や基本方針を明文化されたものは確認できませんでしたが、児童福祉法の理念に基づき、トラウマインフォームドケアの導入や日常生活での関

わりの工夫、異年齢の共生を活かした養育などにより、こどもの安心・安全とエンパワメントを重視した支援が行われています。運営に当たっては、全職員参加のケース会議やICTと紙媒体を併用した情報共有により、個々のニーズに応じた支援やリスクアセスメントを実施しています。また、説明とフィードバックを重視し「子どもの権利ノート」の配布や意見箱、意見表明支援、こども会議、個別面談などにより、こどもの参画を通じた本人の意向の把握を徹底しています。通信や面会等の制限については、安全確保を優先しつつも必要最小限とし、こどもの理解と納得を重視した運用が行われています。外部第三者への相談体制や権利教育・職員研修の充実などには課題が見受けられ、児童間トラブルの要因となる音漏れなどの設備面の改善対応も含め、さらなる取組が求められています。

施設的环境・運営体制についての具体的課題としては、施設の居室は個室化が図られていますが、生活音が響きやすい簡易的な構造やユニット制未整備などの課題があり、居住環境改善のための施設修繕については、予算要求を行い改善に努めていることが聞き取れました。衛生面は外部委託による清掃により適切に維持されています。

運営面においては、情報共有や専門職間の連携は行われているものの、管理者と指導担当の役割分担やスーパーバイズ体制、夜間・休日の職員配置、研修体制の仕組み化などに課題が見受けられます。また、ICT環境や情報管理規程の整備が十分でなく、業務効率化の実現と管理体制の強化が求められます。医療機関や警察との連携体制は整っており、専門的助言や事情聴取時の職員同席など、こどもの心理的安全に配慮したケア対応が行われています。

一時保護施設として、緊急保護体制の充実や健康管理が適切に行われており、食事・衣服・睡眠といった生活の基本要素について、職員間の連携や個別配慮により適切な環境が提供されており、未就学児への保育環境も整えられています。しかし、自由時間の活用方法や特別支援を要するこどもへの対応、遠方通学支援などの教育・日課面での課題や屋外レクリエーションの制限に加えて、施設の外壁による安全上のリスクを伴う環境面の課題等も存在しています。

行動観察では、こどもの課題だけでなく強みにも着目した丁寧な記録と共有が行われ、児童福祉司や児童心理司を中心とした多職種連携の下で支援方針が決定され、解除後を見据えた個別ケアや方針の見直しも適切に実施されています。また、親子関係の再構築を視野に入れた家族支援体制も整えられています。性的問題や自傷・他害、障害のあるこどもへの対応については、児童心理司や心理療法担当職員を中心に適切なアセスメントや専門機関との連携に基づく個別ケアが行われる一方、性教育の難しさや触法少年への対応専用居室が設置されていないなどの施設構造的な課題も存在し、さらなる整備が求められています。退所に向けた支援では、児童福祉司や児童心理司が連携して進路先の情報を視覚的に伝えるなどこどもの不安軽減に努めるとともに、解除後のSOSの出し方を具体的に伝え、家庭復帰時や施設・里親への情報提供、退所後の通所や行動チェックリスト（CBCL）による継続的フォローアップ体制が整備されています。

施設運営にかかるリスク管理については、業務や災害、感染症など多岐にわたるマニュアルを整備し、順次見直すことで実効性を高めるとともに、事故防止や衛生管理への意識向上、再発防止策の検討や総合訓練の実施、感染症発生時の速やかな居室・設備の分離など、危機管理体制が整えられています。また、入退所時の私物管理においては、こども同席での点検や写真・記録による確認を徹底し、トラブル防止と適切な持ち物管理が実施されています。

利用者からの意見や苦情には相談部門が窓口となり、迅速かつ適切に対応できる体制が整えられて

います。施設の運営改善や質の向上については、年度単位の事業計画策定や文書による目標設定には至っておらず、自己評価や外部評価については今回が初めての実施となっています。

児童養護施設等においては、こどもたちの支援特性により、地域や社会とのつながりに一定の制約があるものの、「こどもたちの幸せな生活」を願い、多様な支援（物資等を含む）が寄せられており、地域社会との温かな接点が見受けられます。一時保護所は公的機関ではありますが、こどもたちへの支援においても適切な情報発信に基づき、広く社会から認知され、多様な支援が寄せられる環境を整備していく必要があります。

今後については、本一時保護所において蓄積された豊かな支援のノウハウを活用した運営体制の整備・推進が望まれるとともに、人員体制の充実、人材育成、職場環境の向上を図り、府北部ならではの地域支援ネットワーク機能を有効に活用・維持することで、「こどもの最善の利益」の実現に向けた支援に取り組まれることが期待されます。

以上